

県有財産売買仮契約書（案）¹

売渡人愛知県（以下「甲」という。）と買受人●●●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産の売買契約を締結する。

なお、この契約において用いられる用語の定義は、本文中において明示されているものを除き、甲が令和8年8月27日付けで公表した、元愛知県立尾西高等学校跡地売却に向けた公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」といい、募集要項の別紙資料及び様式並びに募集要項等に関する質疑回答があった場合はその回答書を含むものとし、これらに修正、変更又は追加等があった場合はその内容を含む。）及び甲と乙との間で令和9年3月●日付けで締結した元愛知県立尾西高等学校跡地売却に係る基本協定書（以下「基本協定」という。）における定義と同一とする。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、別紙に表示する物件（以下「売買物件」という。）を次条の売買代金で乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

2 乙は、別紙に定める数量をもって契約数量とすることを了承するものとし、後日、同数量と実測により得られた数量とに差異が生じた場合でも、売買代金の減額等一切の異議を申し立てないものとする。

（売買代金）

第3条 売買物件の売買代金は、金●●●●円（内消費税相当額及び地方消費税相当額●●●円を含む。）とする。

2 前項の売買代金の内訳は、次のとおりとする。

土地価格 金●●●●円

建物価格 金●●●●円（内消費税相当額及び地方消費税相当額●●●円を含む。）

（売買代金の納入方法）

第4条 前条の売買代金の納入方法は一括払いとし、納期限は令和●年●月●日とする。

2 乙は、前項の納期限までに売買代金を甲の発行する納入通知書により甲の指定する場所に納入しなければならない。

（遅延利息の徴収）

第5条 乙は、第3条の売買代金を納期限までに納入しなかったときは、当該売買代金に対して、納期限の翌日から納入のあった日までの期間の日数に応じ、年3.0パーセント²の割合で計算した遅延利息を甲に納付しなければならない。

（充当の順序）

第6条 甲は、乙が第3条の売買代金及び前条の遅延利息を納入すべき場合において、現実に納入のあった金額が売買代金及び遅延利息の合計額に満たない場合には、遅延利息から充当する。

¹ 本契約書案は標準例であり、買受人が事業者グループやSPCの場合等、状況に応じて各条項が変更・追加となることがあります。また、売却可能額が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年愛知県条例第29号）第3条に定める金額に満たない場合、「県有財産売買仮契約書（案）」は「県有財産売買契約書」となり、第30条を削除します。

² 契約時には、変更となる場合があります。

(契約保証金)

第7条 乙は、この契約の締結と同時に、甲の発行する歳入歳出外現金納付書により、契約保証金●●●●円³を甲に納付しなければならない。契約保証金に利息は付さないものとし、契約保証金は売買代金の一部に充当する。

2 この契約の締結後、売買物件の所有権が乙に移転するまでに、甲が第21条、第22条又は第24条によりこの契約を解除した場合、契約保証金は乙に返還されず甲に帰属するものとする。なお、本項に基づく甲への契約保証金の帰属は、この契約の他の条項又は民法（明治29年法律第89号）その他の法令等により甲に与えられる救済とは別個独立のものであり、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(所有権の移転)

第8条 売買物件の所有権は、乙が第3条の売買代金（第5条の遅延利息を生じた場合は、当該遅延利息を含む。）を完納したときに乙に移転するものとする。

(登記の嘱託)

第9条 前条の規定により所有権が移転した後、乙は甲に対し所有権移転登記の嘱託を請求し、甲はその請求により遅滞なく所轄法務局に所有権移転登記及び第19条の2に規定する買戻しの特約に係る登記を嘱託するものとする。なお、売買物件の所有権移転登記その他に要する費用は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第10条 甲及び乙は、売買物件の所有権が乙に移転した後、甲及び乙が定める日に売買物件の所在する場所において甲及び乙立会の上、引渡しを行い、受渡証書を相互に取り交わすものとする。

(危険負担)

第11条 この契約の締結の時から前条の規定により売買物件を乙に引き渡すまでの間において、売買物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、この契約の履行が不可能となったときは、甲及び乙は双方書面により通知して、この契約の解除を請求することができる。また、乙は、当該事由が発生してからこの契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって売買物件が損傷し、修補に過大な費用を要する状態になった場合であっても、修補が可能であるときは、当該損傷の発生から60日以内に乙に対して修補の意向を通知することにより、売買物件を修補して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、当該甲による通知期限が経過するまでは乙は解除の通知を行うことができないものとし、修補行為によって引渡しが前条に基づき定める引渡日を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3 売買物件の引渡し前に、第1項の事由によって売買物件が損傷した場合であっても、修補が可能で修補に過大な費用を要する状態に至らない場合には、甲は当該物件を修補する義務を負わず現状有姿で乙に引き渡すものとし、乙は当該損傷を理由としてこの契約を解除することはできないものとする。なお、この場合には、売買代金の減額は行わないものとする。

4 第1項の請求により、この契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの契約保証金及び売買代金を無利息で速やかに返還するものとする。

³ 第3条の売買代金の100分の10以上

(土壌汚染)

第11条の2 乙は、甲が実施した売買物件の簡易地歴調査の調査結果（募集要項別紙11）を確認し、その内容を理解している。

2 乙は、売買物件の土地の形質の変更にあたり、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）及び愛知県県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）の定めに従い、自らの責任及び費用負担において、必要な調査及び届出を行い、土壌汚染が確認された場合は汚染土壌を運搬及び処分しなければならない。

(契約不適合)

第12条 甲は、売買物件を現状有姿で引き渡すものとし、乙は、この契約締結後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であったとしても、当該契約不適合を理由として、履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求又はこの契約の解除をすることができない。なお、土壌汚染（簡易地歴調査の調査結果に示すものに限らない。）、石綿（分析調査の調査結果に示すものに限らない。）、地下埋設物及び埋蔵文化財の存在、並びにポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）（以下「PCB特措法」という。）第2条第4項に定めるポリ塩化ビフェニル使用製品及び同条第1項に定めるポリ塩化ビフェニル廃棄物の存在は、いずれも契約不適合に含まれず、乙は、これらを理由とする一切の請求を行うことができない。

2 乙は、売買物件の引渡し後に、売買物件において、PCB特措法第2条第4項に定めるポリ塩化ビフェニル使用製品又は同条第1項に定めるポリ塩化ビフェニル廃棄物の存在が判明した場合には、乙の費用負担において、PCB特措法、電気事業法（昭和39年法律第170号）その他関係法令に基づく届出、処分その他必要な対応をしなければならない。

3 乙は、この契約の締結に当たって、以下の事項を容認し、これらの事項に対して甲に何らの請求を行うことはできないものとする。

(1) 売買物件は市街化調整区域に指定されていること。

(2) 募集要項に記載の事項その他の甲が乙に対して開示済みの事項。

(用途の指定)

第13条 乙は、売買物件を、提案書類（乙が売買物件の利活用の内容を記載した書類及び図書で、乙が募集要項に基づき作成し、期限内に提出した提案書類その他当該提案書類に関連して乙が甲に提出した書類、図書等の一切をいう。）及び甲が承認した利活用計画に記載された利活用の内容に供する用途（以下「指定用途」という。）に供さなければならない。なお、指定用途は、募集要項3（6）ア用途制限に記載の禁止用途以外であることを必要条件とする。

2 乙は、甲の承認を得ないで、指定用途を変更してはならない。

(指定期日及び指定用途期間)

第14条 乙は、売買物件について令和●年●月●日（以下「指定期日」という。）までに指定用途に供さなければならない。

2 乙は、前項の指定用途に供したときは、そのことを直ちに甲に書面で通知しなければならない。

3 乙は、売買物件の引渡しの翌日から10年を経過する日までの間（ただし、売買物件の引渡しの日から指定用途に供することを開始した日の前日までの期間を除く。）、指定用途に供さなければならない。

4 乙が売買物件を指定用途に供しているか否かについては、甲及び乙が、利活用計画を踏まえ、

別途協議の上で取り決めた基準により、甲が判断するものとする。

(権利設定等の禁止)

第15条 乙は、売買物件について、引渡しの日から10年を経過する日までは、甲の承認を得ないで、次の各号に定める行為をしてはならない。

- (1) 売買物件に、第三者のために、抵当権、質権、譲渡担保権その他の担保物権を設定すること。
- (2) 売買物件に、第三者のために、地上権、賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を設定すること。
- (3) 売買物件の所有権を第三者に移転すること（合併、会社分割又は事業譲渡による移転を含む。）。

2 乙は、前項柱書本文の規定に基づき、甲の承認を得て、同項各号に掲げる行為をする場合には、当該各号に定める第三者（以下、本条において「譲受人等」という。）にこの契約の各条項と同等以上の義務を負担させるものとし、譲受人等に当該義務を遵守させなければならない。

(不動産証券化の禁止)

第16条 乙は、売買物件について、次の各号に定める行為をしてはならない。

- (1) 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）に基づく不動産特定共同事業の用に供すること（同法に基づく許可又は登録の有無を問わない。）。
- (2) 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）に基づき、特定資産として特定目的会社その他の特定目的事業の用に供すること。
- (3) 合同会社を出資受入主体とし、当該合同会社の社員の持分又は当該合同会社が取得する売買物件から生ずる収益についての権利を、匿名組合契約その他これに類する契約に基づき多数の投資者に分配すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、売買物件から生ずる賃料その他の収益又は売買物件の処分代金を、金銭その他の出資の対価として不特定又は多数の者に分配することを目的とするスキームに売買物件を組み込むこと。

(越境の継続)

第17条 乙は、売買物件の所有権の移転後も、募集要項3（5）イに記載の越境を継続させることを認めるものとする。

(普通財産貸付による設置物の継続使用)

第18条 乙は、募集要項3（5）エに記載の売買物件内に存する普通財産貸付による設置物について、売買物件の引渡し以後も設置者が継続使用することを認めるものとする。

(実地調査等)

第19条 甲は、第13条の規定による指定用途の履行状況を確認するため、随時に売買物件の実地調査を行うこと及び報告又は資料の提出を乙に対して求めることができる。

2 乙は、正当な理由なく前項の規定による実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(買戻し特約)

第19条の2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないとき、提案書類に虚偽の記載があったとき、又は第22条第1項の各号若しくは第24条第1項の各号のいずれかに該当したときは、次項規定の期間内において、売買物件を乙から第3条に定める売買代金をもって買い戻すことができる。この場合、乙は、甲が特に定める場合を除き、甲の指定する期日までに売買物件を

原状に回復して甲に引き渡さなければならない。なお、建物の全部又は一部が取り壊し、改築、その他変更の着手後である場合、乙は、自らの責任及び費用負担において、直ちに建物を完全に取り壊し、当該建物部分について土地を更地にした上で売買物件を甲に引き渡さなければならない。また、乙は、甲に対し、自ら負担したこの契約締結に要した費用や売買物件の整備に支出した費用等、一切の費用及び損害を請求することはできない。

2 買戻しの期間は、この契約の締結日から10年間とする。

3 甲は、前項に規定する期間の満了後、買戻しの特約の抹消登記手続をするものとする。ただし、甲が事前に承諾した場合には、本条項の規定による買戻しの特約を解除し、買戻しの特約の抹消登記手続をするものとする。なお、登記手続に要する費用は、乙の負担とする。

(違約金)

第20条 乙は、次の各号に定めるときは、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、次の各号に定めるところにより、甲に対し、違約金を支払わなければならない。なお、本条に定める違約金該当事由が基本協定による違約金該当事由と重複するときは、甲はいずれか一方を選択して違約金を支払わせるものとし、乙が当該違約金を支払った場合は、甲が選択しなかった違約金請求権は消滅する。

(1) 第13条、第14条、第15条、第16条、第17条又は第18条に定める義務に違反したとき。

金●●●●円⁴

(2) 第19条第2項に定める義務に違反したとき。

金●●●●円⁵

2 前項の違約金は、第27条に定める損害賠償等に係る損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第21条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないとき、売払申請書その他乙が甲に提出する書類に虚偽の記載があったとき、又は基本協定が終了したときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(談合その他不正行為に係る解除)

第22条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2

⁴ 第3条の売買代金の10分の3に相当する額

⁵ 第3条の売買代金の10分の1に相当する額

- 項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令(以下「競争回復措置命令」という。)を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
- (4) 乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙が共同企業体又は特別目的会社である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除し、又は第1項各号のいずれかに該当したことを理由として第19条の2の規定により買戻権を行使したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。
- (談合その他不正行為に係る違約金の支払い)
- 第23条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、違約金として、売買代金の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙がこの契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。
- 2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、売買代金の10分の3に相当する額を支払わなければならない。
- (1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
- (2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前各項の場合において、乙が共同企業体又は特別目的会社であるときは、代表者又は構成員は、違約金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体又は特別目的会社を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。
- (暴力団等排除に係る解除)
- 第24条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 乙の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。

以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 乙の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 乙が共同企業体又は特別目的会社である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 甲が、第1項の規定によりこの契約を解除し、又は第1項各号のいずれかに該当したことを理由として第19条の2の規定により買戻権を行使したときは、乙は甲に対し、第3条の売買代金の10分の2に相当する額の違約金を支払わなければならない。甲が被った損害がかかる違約金額を超えるとときは、甲は、その超過部分の損害についても、その賠償を乙に請求することができる。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除し、又は第1項各号のいずれかに該当したことを理由として第19条の2の規定により買戻権を行使したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第25条 乙は、この契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)(以下「妨害等」という。)を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがある。

(原状回復及び返還金等)

第26条 乙は、甲が第21条、第22条及び第24条の規定により解除権を行使したとき、又は甲が第19条の2の規定により買戻権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 甲は、第21条、第22条及び第24条の規定により解除権を行使したとき、又は甲が第19条の2の規定により買戻権を行使したときは、収納済みの売買代金を乙に返還する。ただし、当

該返還金には、利息を付さない。

3 甲は、第 21 条、第 22 条及び第 24 条の規定により解除権を行使したとき、又は甲が第 19 条の 2 の規定により買戻権を行使したときは、乙が支出した一切の費用を負担しない。

(損害賠償)

第27条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第28条 甲は、第 26 条第 2 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙がこの契約に基づく遅延利息、違約金若しくは損害賠償金、又は基本協定に基づく違約金若しくは損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺することができる。

(免責)

第29条 甲は、乙による売買物件に係る開発許可及び建築許可の取得のために合理的な協力を行うものとするが、乙が開発許可若しくは建築許可を取得できず又はその取得に時間を要したとしても一切の責任を負わないものとする。

(契約の効力)

第30条 この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び甲の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（愛知県昭和 39 年条例 29 号）第 3 条に基づき、売買物件の売却に係る愛知県議会の議決があるまでは仮契約であり、当該議決があったことを停止条件として効力を生ずるものとする。

2 前項によりこの契約の効力が発生した場合、甲は、速やかにその旨を乙に通知する。

(契約の費用)

第31条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第32条 この契約に関して疑義があるとき又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第33条 この契約に関する一切の紛争は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(書面による承認)

第34条 乙は、この契約の定めるところにより、甲の承認を必要とする行為をしようとするときは、行為の内容及び行為の理由等を詳細に記載した書面を、甲に提出しなければならない。

この契約の証として本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ 1 通を保管する。

年 月 日

甲

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛 知 県

代表者 愛知県知事 氏 名



乙

構成員（代表法人）

住 所

氏 名

〔名称及び
代表者氏名〕

印

構成員

住 所

氏 名

〔名称及び
代表者氏名〕

印

別紙 売買物件

1 土地

所在	地番	地目	公簿面積 (㎡)	実測面積 (㎡)
一宮市上祖父江字小稲葉	18 番	学校用地	53,566	53,566.95
一宮市上祖父江字小稲葉	18 番 1	学校用地	2.57	2.57
一宮市上祖父江字小稲葉	18 番 2	学校用地	2.16	2.16

2 建物

棟番号	建物名称	構造	階数	延べ面積 (㎡)
00010	本館	鉄筋コンクリート造	4	3,891.35
00020	武道場	鉄骨造	1	363.60
00030	プロパン庫	コンクリートブロック造	1	11.37
00031	ポンプ室	コンクリートブロック造	1	19.04
00040	プロアー室	コンクリートブロック造	1	9.83
00050	自転車置場	軽量鉄骨造	1	77.76
00060	自転車置場	軽量鉄骨造	1	77.76
00070	自転車置場	軽量鉄骨造	1	77.76
00080	焼却、集ジン場	コンクリートブロック造	1	5.34
00081	焼却、集ジン場	鉄骨造	1	5.18
00090	校舎	鉄筋コンクリート造	4	1,731.37
00091	校舎	鉄筋コンクリート造	4	1,744.90
00100	渡り廊下	鉄筋コンクリート造	2	147.68
00110	自転車置場	軽量鉄骨造	1	62.64
00120	自転車置場	軽量鉄骨造	1	62.64
00130	自転車置場	軽量鉄骨造	1	62.64
00140	クラブハウス	コンクリートブロック造	2	40.71
00141	クラブハウス	コンクリートブロック造	2	40.71
00150	体育館	鉄骨鉄筋コンクリート造	2	1,283.64
00151	体育館（器具庫）	鉄骨鉄筋コンクリート造	1	41.20
00160	体育館附属棟	鉄筋コンクリート造	2	81.93
00161	体育クラブ室	コンクリートブロック造	2	52.68
00170	渡り廊下	鉄骨造	1	177.56
00180	自転車置場	鉄骨造	1	62.64
00190	プール附属棟	コンクリートブロック造	1	103.14
00200	体育クラブ室	コンクリートブロック造	2	93.69
00210	自転車置場	軽量鉄骨造	1	62.64
00220	校舎	鉄筋コンクリート造	4	1,097.38
00230	渡り廊下	鉄筋コンクリート造	2	138.00
00240	運動場便所	コンクリートブロック造	1	10.57
00250	自転車置場	軽量鉄骨造	1	62.64

棟番号	建物名称	構造	階数	延べ面積 (㎡)
00260	自転車置場	軽量鉄骨造	1	62.64
00270	渡り廊下	鉄筋コンクリート造	2	147.20
00280	弓道場	鉄骨造	1	114.66
00290	自転車置場	軽量鉄骨造	1	52.20
00300	屋外清掃器具庫	コンクリートブロック造	1	43.73
0010	学校開放室 (クラブハウス)	コンクリートブロック造	1	59.60